

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
当日が休日に当  
るときは、そ  
の翌日

## 選挙管理委員会告示

### 鳥取県選挙管理委員会告示第七十五号

昭和四十九年七月七日執行の参議院地方選出議員の選挙において実施する政見放送における各候補者の政見放送の日時を、政見放送及び経歴放送実施規程（昭和四十四年自治省告示第三百三十九号）第十一条第一項の規定により次のとおり定めたので、告示する。

昭和四十九年六月十七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 章

### 目次

◆選管告示  
参議院地方選出議員の選挙において実施する政見放送に  
おける各候補者の政見放送の日時  
個人演説会を開催することができる施設を指定した旨の  
報告

実施放送局名	テレビ		ラジオ		回数	放送月日	放送時間	放送する候補者		
	テレビ	ラジオ	テレビ	ラジオ				北尾	石破	裏坂
日本放送協会鳥取放送局	第一回				第一回	七月一日 (月)	午前七時四十分から午前八時十分まで	北尾	石破	裏坂
	第二回				第二回	七月四日 (木)	午後七時三十分から午後八時まで	北尾	石破	裏坂
					第一回	七月二日 (火)	午前七時三十分から午前八時まで	北尾	石破	裏坂
					第二回	六月二十九日 (土)	午後四時四十分から午後五時まで	北尾	石破	裏坂
					第一回	六月二十七日 (木)	午後六時から午後六時二十分まで	石破	北尾	裏坂
					第二回	六月二十三日 (日)	午後九時三十分から午後十時まで	北尾	石破	裏坂

鳥取県選挙管理委員会告示第七十六号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第六十一条第一項第三号に規定する施設を次のとおり指定した旨若桜町選挙管理委員会及び八東町選挙管理委員会から報告があつたので、同法同条第四項の規定により告示する。

昭和四十九年六月十七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

施設の名称 所 在 地

若桜町立高野隣保館 八頭郡若桜町大字高野一三の一

細見集会所 八頭郡八東町大字富枝二三五番地二

八 宝 苑 八頭郡八東町大字安井宿四二八の一

中南地区会館 八頭郡八東町大字南

才代二地区会館 八頭郡八東町大字才代

東二地区会館 八頭郡八東町大字東

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月三百円(送料を含む。)]